

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 23 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低電導度廃液系クラッド受タンク(A)復水洗浄弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
2	1号機	サービス建屋ホットラボ排風機(A)排気エアフィルター差圧計において、指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検修理。	D	
3	1号機	原子炉建屋付属棟ストームドレンサンプポンプ(A)ストームドレン側逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
4	1号機	制御棒操作手順書(停止用)の使用前確認において、選択制御棒の座標について一部記載誤りが認められたため、当該手順書を訂正。	D	
5	1号機	非放射性ドレン移送系タービン建屋ストームドレンサンプ(A)出口流量において、指示不良(停止時4.5m ³ /h指示)が認められたため、当該計器を点検校正。	D	
6	3号機	復水ろ過装置プリコート材供給タンク液位変化率設定の確認時、設定器目盛盤動作不良が認められたため、当該計器の目盛り盤を交換。	D	
7	3号機	燃料プール冷却浄化系フィルターデミ(B)出口ストレナ差圧高警報発生時の停止操作実施において、停止状態にできない事象が認められたため、当該電気回路を調査。	D	
8	4号機	水圧制御ユニット(26-31)点検時、105弁(ゲート弁)の弁体と弁座シートが適正に当たっていない状態が認められたため、当該弁体を交換。	D	
9	4号機	主蒸気管放射線モニタ(B)点検において、検出器信号ケーブルコネクタの内部絶縁体に、一部欠損が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
10	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A,B,D,E,F)点検において、ポンプケーシング内部に腐食が認められたため、当該箇所を補修。	D	
11	4号機	循環水系取水管(B)内部点検において、腐食が認められたため、当該部を補修塗装。	D	
12	4号機	循環水系バタフライ弁点検時、使用していた15ポンドハンマーを落とした際に、主復水器一次ホットウェル温度計に当たり、損傷が認められたため、当該検出器を修理。	C	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)渦流探傷試験において、冷却管7本の残肉率に基準値外れが認められたため、当該冷却管を交換。	D	
14	4号機	給水加熱器ドレン系第2給水加過熱器(A)ドレンタンク水位計の入口弁点検において、弁棒の腐食が認められたため、当該部を交換。	D	
15	4号機	給水加熱器ドレン系第2給水加過熱器(B)ドレンタンク水位計の入口弁点検において、弁棒の腐食が認められたため、当該部を交換。	D	
16	4号機	漏えい検出系監視用ITV(原子炉冷却材浄化系ポンプ室)点検において、映像不良(横縞)が認められたため、当該ITV回路を点検修理。	対象外	
17	4号機	復水・給水系第2給水加熱器(B)伝熱管渦流探傷試験において、伝熱管1本に基準値外れの外面傷が認められたため、当該伝熱管に閉止栓。	D	
18	4号機	復水貯蔵タンク液位計の配管フランジ部切り離し作業において、「復水貯蔵タンク水位低」の警報を発生させたため、対応を検討。	C	
19	4号機	ジェットポンプ点検において、ビームとトランジションピースの嵌め合い部に隙間があり、ビーム位置ずれの事象が認められたため、定期事業者検査での実施範囲を検討。	D	
20	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備系統構成において、当該系統の弁銘板(潤滑油加熱器入口弁・出口弁)が逆に取り付けられる誤りが認められたため、当該銘板を正規に取り付け。	D	
21	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラ運転時、制御盤コントロール装置故障による補助ボイラ(B,C)が停止したため、当該装置を点検修理。	D	
22	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラ蒸気出口遮断弁(C)を全閉操作した際、閉後に過負荷トリップ警報が発生し、その後開閉できない事象が認められたため、当該弁を点検修理。	D	
23	その他	風向・風速測定記録計点検において、インクリボン切れが認められたため、当該インクリボンを交換。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353